

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年11月30日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第19号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。))にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日(条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。))にあっては<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日(条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>

第2条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日（条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日（条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。</p>	<p>第3条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。</p>

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。